# ～楢葉町から転出される方へ～

## ▼下記の事項に該当する方は、次の手続きが必要です。

| 楢葉町での手続き | | 窓口 | 新住所地での手続き |
|---|---|---|---|
| **印鑑登録**をしている方 | 転出により自動的に登録抹消になります。<br>印鑑登録証は破棄してください。 | 町民税務課<br>戸籍住民係 | 新たに印鑑登録をしてください。 |
| **マイナンバーカード**をお持ちの方 | マイナンバーカードを窓口で提示してください。 | | マイナンバーカードの継続利用をしてください。<br>転入より２週間以内に手続きしないとカードが使えなくなります。 |
| **国民健康保険**に加入している方 | 保険証をお返しください。<br>郵送での転出の場合は破棄してください。 | 保健福祉課<br>国保年金係 | 新たに加入の手続きをしてください。 |
| **後期高齢者医療制度**を受けている方 | 後期高齢者医療被保険者証をお返しください。<br>県外へ転出される方へは負担区分証明書を交付します。<br>県内へ転出される方へは異動連絡票(広域内異動用)を交付します。 | | 新たに加入の手続きをしてください。<br>県外へ転入される方は負担区分証明書をお持ちください。<br>県内へ転入される方は異動連絡票(広域内異動用)をお持ちください。 |
| **障がい者手帳**<br>**自立支援医療受給者証**をお持ちの方 | お手続きの必要はありません。 | 保健福祉課<br>社会福祉係 | 手帳の住所変更手続きをしてください。 |
| **重度心身障害者医療費受給者証**をお持ちの方 | 受給者証、印鑑をお持ちください。<br>返還の手続きを行います。 | | 新たに申請してください。 |
| **障がい福祉サービス**<br>**障がい児支援サービス**を利用している方 | 新住所地での手続き終了後に受給者証をお返しください。 | | 新たに申請してください。 |
| **介護保険被保険者証**の交付を受けている方 | 介護保険被保険者証をお返しください。<br>要介護認定を受けている方には、受給資格証明書をお渡しします。 | | 要介護認定を継続する場合は、受給資格証明書をお持ちください。 |
| **特別児童扶養手当**を受けている方 | 住所変更の手続きを行います。 | 保健福祉課<br>介護保険係 | 住所変更届を提出してください。 |
| **児童手当**を受けている方 | 資格消滅の手続きをしてください。 | こども課 | 児童手当の申請をしてください。<br>印鑑、預金通帳をお持ちください。 |
| **児童扶養手当**を受けている方 | 手当証書、印鑑をお持ちください。<br>住所変更の手続きを行います。 | | 住所変更届を提出してください。 |
| **乳幼児・子ども医療**を受けている方 | 乳児医療受給者証をお返しください。 | | 健康保険証・印鑑を持参してください。 |
| **小・中学校**に在学している方 | 現在の学校から、在学証明書・教科書給与証明書をお受け取りください。 | 学校 | 在学証明書・教科書給与証明書を持参してください。 |
| **固定資産**をお持ちの方 | 納税通知書の送付先を変更をしてください。 | 町民税務課<br>固定資産税係 | お手続きは必要ありません。 |
| **バイク**<br>**（125cc以下）**<br>をお持ちの方 | ナンバープレート・標識交付証明書をお持ちください。<br>廃車手続きを行い、廃車証明書をお受け取りください。 | 町民税務課<br>賦課収納係 | 廃車証明書を持参し登録の手続きをしてください。 |
| **水道**<br>について | 下記へご連絡ください。<br>双葉地方水道企業団　総務課営業係<br>（TEL：0240-25-5323） | 双葉地方<br>水道企業団 | 担当部署でお手続きください。 |

**転入の手続きは、新住所に住み始めた日から１４日以内に申請してください。**

**転入の手続きには下記のものをお持ちください。**

**① 転出証明書**
**② 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）**
**③ マイナンバーカード（お持ちの方のみ）**

※その他、手続きは必要に応じてお問い合わせください。

楢葉町役場
〒979-0696
福島県双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂5番地6
TEL：０２４０-２５-２１１１

